

平成24年度第1回「学生海外短期研究留学助成」募集要項

1. 趣旨・目的

大阪大学大学院博士後期課程に在学する学生（医学系研究科及び歯学研究科にあっては大学院博士課程に在学する学生、生命機能研究科にあっては修士課程の修了に相当する要件を満たした上で大学院博士課程に在学する学生を含む。以下「大学院博士後期課程学生」という。）による海外の大学・研究機関における短期研究留学等の研究活動を推奨支援し、国際性豊かで創造的な研究開発活動を独力で展開できる若手博士人材を育成するため、大阪大学教育研究等支援事業経費により「学生海外短期研究留学助成」を行う。

2. 応募資格・条件

留学開始から終了までの期間、本学の大学院博士後期課程に在学する学生（休学者、国費外国人留学生、日本学術振興会の特別研究員を除く）であり、人物・学業成績、研究意欲及び語学力に優れ、志操堅実かつ健康であり、以下の条件を満たす者

2ヶ月間以上10ヶ月間程度を上限に海外に滞在し、研究活動を継続的に行うこと。

単なる学会発表、研究視察、研究室訪問滞在等は対象としない。

学位取得や単位互換を目的とした海外大学の大学院への留学は対象としない。ただし、本学と学生交流協定（覚書）を締結している協定校への交換留学であっても、専門分野の研究を行うことを目的とする場合は応募可能とする。

研究留学について、大阪大学の指導教員の下承が得られていること。

研究目的が明確であり、研究留学により学位論文の制作に資する成果が期待できる計画が立てられていること。

平成24年4月1日から平成24年9月30日の間に留学を開始すること。

留学開始前に、必ず海外旅行傷害保険（治療・救援費用保険金額が3千万円以上のもの、賠償責任保険付き）に加入すること。

過去に本助成を受けていないこと。

類似の海外渡航援助金・助成金との併給を認める。ただし、その場合は、本助成額を減額する可能性がある。なお、助成機関によっては併給を認めない場合もあるので十分留意すること。

留学期間を通じて本学に「在学」または「留学」すること。「休学」して本助成を受給することは認められない。

3. 助成の内容

研究留学のための費用に対し助成金を支給する。助成額は、学内選考のうえ留学地域及び留学期間等に応じて算定し、120万円を上限とする。

本募集は平成24年度大阪大学教育研究等支援事業経費の配分を前提として行うものであり、予算状況により助成内容に変更の可能性がある。

【助成金使途の例】

渡航費、現地交通費、海外旅行傷害保険料（治療・救援費用保険金が3千万円以上のプラン）
滞在費（宿泊費・食費等） 留学先大学等登録料、書籍代、資料印刷代、消耗品費、謝礼等
研究遂行上必要な謝礼に助成金を用いる場合、謝礼を現金で支払うことはできない。

4. 助成予定者数

10名程度

5. 応募期限

平成24年2月10日（金）：国際交流オフィス学生交流推進課必着日

所属研究科における締切日はこれより若干早期に設定されるため、各自確認すること。

6. 応募方法

応募期限までに下記書類（各1部・A4サイズ）を所属研究科の教務担当係に提出すること。

「学生海外短期研究留学助成」申請書・計画日程表

留学先大学等の受入れ（見込み）が証明できるもの（受入許可書の写し、留学先指導教員との往復書簡の写し等）

語学能力を証明する書類（留学先で主に使用する言語の語学能力検定試験スコアシートの写し等）

パスポートの写し（カラーコピー）：氏名・写真等が記載されている頁

面接日程回答票

本学ホームページからダウンロードした様式に入力し、在籍研究科の応募締切までに学生交流推進課宛へメール添付にて送付すると共に、印刷した本様式を他の書類と併せて所属部局の教務担当係へ提出すること。

【募集要項・申請書等様式掲載 URL】

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/international_students/outbound/scholarship

【面接日程回答票データ送信提出先】

（メールタイトル：「学生海外短期研究留学助成申請（所属・氏名）」）

studyabroad@ml.office.osaka-u.ac.jp

7. 選考方法

書類審査及び面接により選考を行う。

2月中旬（予定）～3月上旬に15分程度の面接を実施予定。うち2分程度、研究留学の目的・計画等について、留学先での研究活動において主に使用する言語での簡単な説明が求められる。

8. 選考結果の通知

所属部局を通じて応募者本人に採否及び支給額の通知を行う（3月下旬の予定）

なお、助成決定後、留学期間・研究計画の変更や他の奨学金への採用等がある場合は、速やかに国際交流オフィス学生交流推進課にその旨連絡し、承認を得ること。内容によっては再審査及び助成額の変更対象となる。

9. 助成金の振込

指定された本人名義の国内銀行口座へ一括して助成金を振込む。助成金受給に係る手続き方法及び提出書類については採択者に別途通知する。

10. 帰国後の報告義務

帰国後1ヶ月以内に学生海外短期研究留学成果報告書（所定様式）及びパスポート（出入国記録のページ）の写しを国際交流オフィス学生交流推進課に提出すること。報告された研究成果は、実名と共に本学ホームページ等において公開される場合がある（公開する内容・時期について要望がある場合は、報告書類提出の際に申し出ること）

期日を過ぎて報告書類の提出が無いときは、助成金の返金を請求する場合があるので、留意すること。

11. 研究成果の発表

本助成を受給して留学し、その成果を論文や学会等で発表する場合は、当該論文もしくは学会要旨等に本助成による支援を受けた旨明記し、その写しを国際交流オフィス学生交流推進課に提出すること。

【記載例】

日本語：本研究は、20XX年度大阪大学「学生海外短期研究留学助成」制度による助成を受けたものである。

英語：This work was supported by the Osaka University Scholarship for Short-term Overseas Research Activities 20XX.

【本件問い合わせ先】国際交流オフィス学生交流推進課学生交流推進係

Tel: 06-6879-7102